

〈 個 表 の 見 方 〉

- 1 「平均」は日間平均値の年度平均値を表す。
- 2 「最小値」、「最大値」は総検体数中の最小値及び最大値を表す。
- 3 「m/n」とは「環境基準に適合していない検体数/総検体数」を表す。
ただし、同欄において環境基準に具体的数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型の未指定の地点及び環境基準以外の項目においては、「-/総検体数」と表示している。
- 4 「x/y」とは「環境基準に不適合の日数/総測定日数」を表す。
(xは、日間平均値が環境基準を満たしていない日数)
ただし、通日調査が翌日に至る場合でも、測定日数は1日と数える。
- 5 「75%値」とは年間のy個の日間平均値の全データ(y個:前項の総測定日数と同じ数)をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times y$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくる数値を表す。
- 6 「中央値」とは日間平均値を大小の順に並べたとき、中央にくる数値を表す。(日間平均値のデータ数yが偶数の場合は2つの中央値の算術平均値)
- 7 「k/n」とは「報告下限値以上の検体数/総検体数」を表す。
- 8 海域においては、表層は水深 0.5m、中層は水深 2m地点の水質を示し、全層は表層・中層の水質の平均値を表す。
- 9 大腸菌群数等における $2.5E+01$ とは $2.5 \times 10^1 (=25)$ を、 $2.5E-01$ とは $2.5 \times 10^{-1} (=0.25)$ を表す。
- 10 定量下限値、定量下限値未満の表記方法及び測定方法については次表による。
- 11 「2. 月別測定結果」中「*」は、環境基準を超えた検体を示す。
- 12 「日間最大」とは、日間平均値の最大値を表す。
- 13 「日間最小」とは、日間平均値の最小値を表す。

公共用水域の測定項目、測定方法及び報告下限値

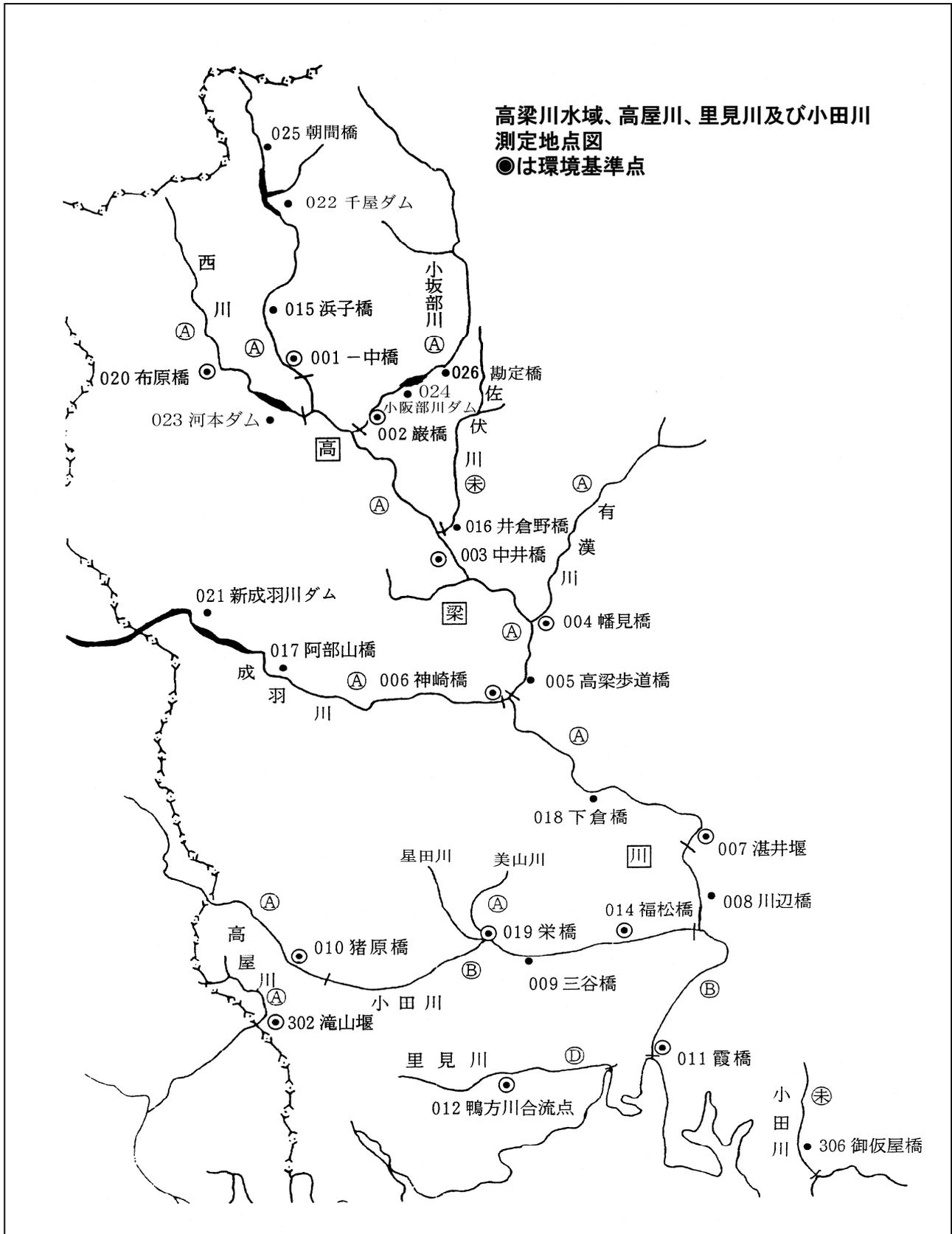
測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 12.1 に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格K102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 K102 の 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 K102 の 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「告示」という。)付表 14 に掲げる方法	0.5	ND
	浮遊物質質量(SS)	告示付表9に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E+00
	全窒素	規格 K102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法(ただし海域にあつては規格 45.4 又は 45.6)	0.05	<0.05
	全りん	規格 K102 の 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 K102 の 53 に定める方法	0.001	<0.001
	ノニルフェノール	告示付表 11 に掲げる方法	0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表 12 に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	底層 DO	規格 K102 の 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	0.5	<0.5
	健康項目	カドミウム	規格 K102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003
全シアン		規格 K102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	0.1	ND
鉛		規格 K102 の 54 に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム		規格 K102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	0.02	<0.02
ひ素		規格 K102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
総水銀		告示付表2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀		告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
PCB		告示付表4に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロメタン		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素		規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		同上	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		同上	0.001	<0.001
テトラクロロエチレン		同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム		告示付表5に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン		告示付表6に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		同上	0.002	<0.002
ベンゼン		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
セレン		規格 K102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002

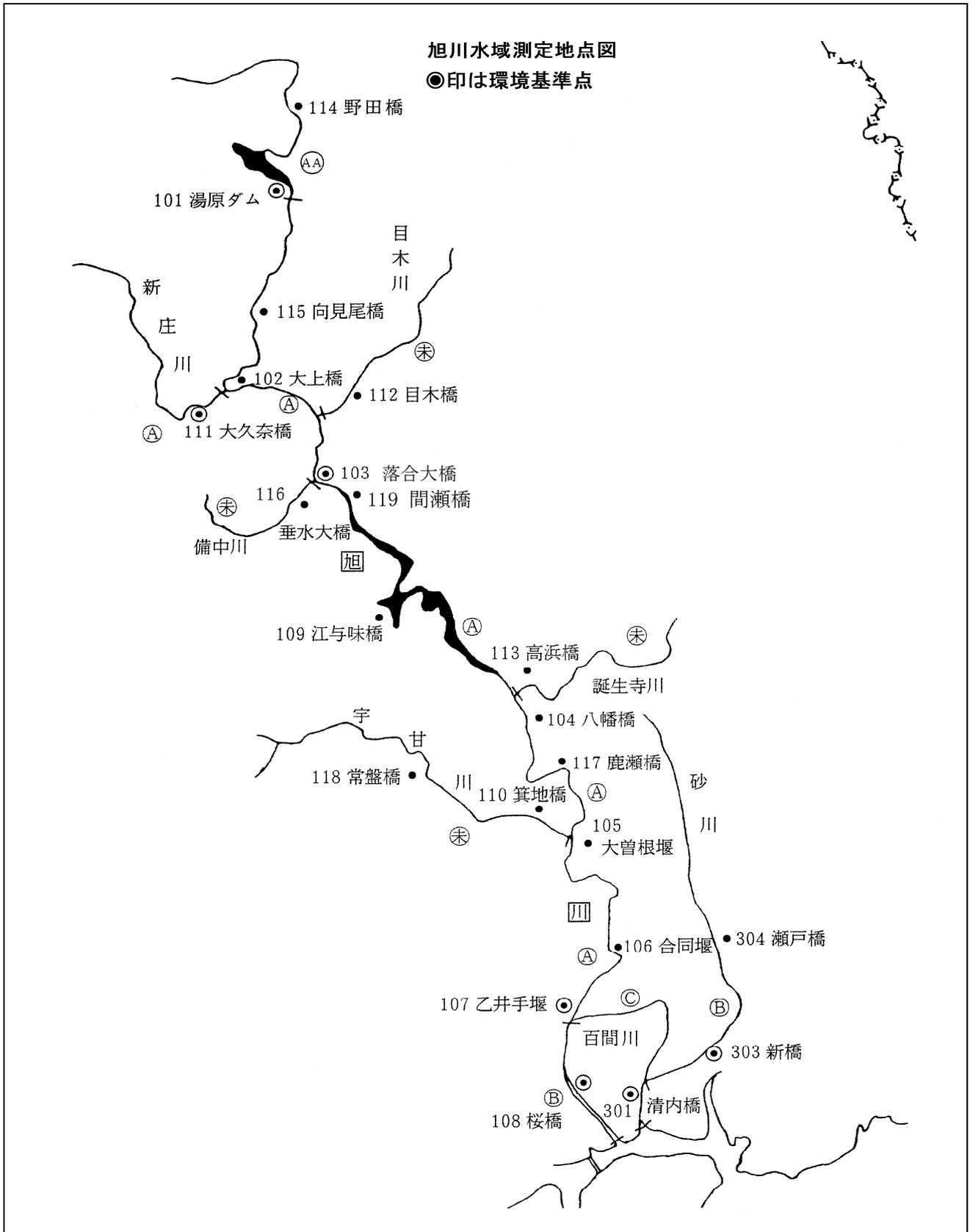
測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格K102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあつては、規格K102の43.1に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格K102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K102の34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格K102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	0.005	<0.005
その他項目	銅	規格K102の52.2、52.4又は52.5に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	規格M0202の32.a).2)又は32.a).3)及び規格K102の57.2又は57.4に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	規格M0202の33.a).2)又は33.a).3)及び規格K102の56.2、56.4又は56.5に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格K102の65.1に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法若しくは規格K102の42.2又は規格K102の42.6により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じたもの	0.02	<0.02
	りん酸態りん	海洋観測指針及び規格K102の46.1により測定されたりん酸イオンの濃度に換算係数0.3261を乗じたもの	0.01	<0.01
	塩化物イオン(河川に限る)	規格K102の35に定める方法	—	—
	塩分	海洋観測指針5.3(サリメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(案)(平成21年3月国土交通省水質連絡会)に掲げる方法	0.2(μg/L)	<0.2
	トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロロホルム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イノキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシシン銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04	

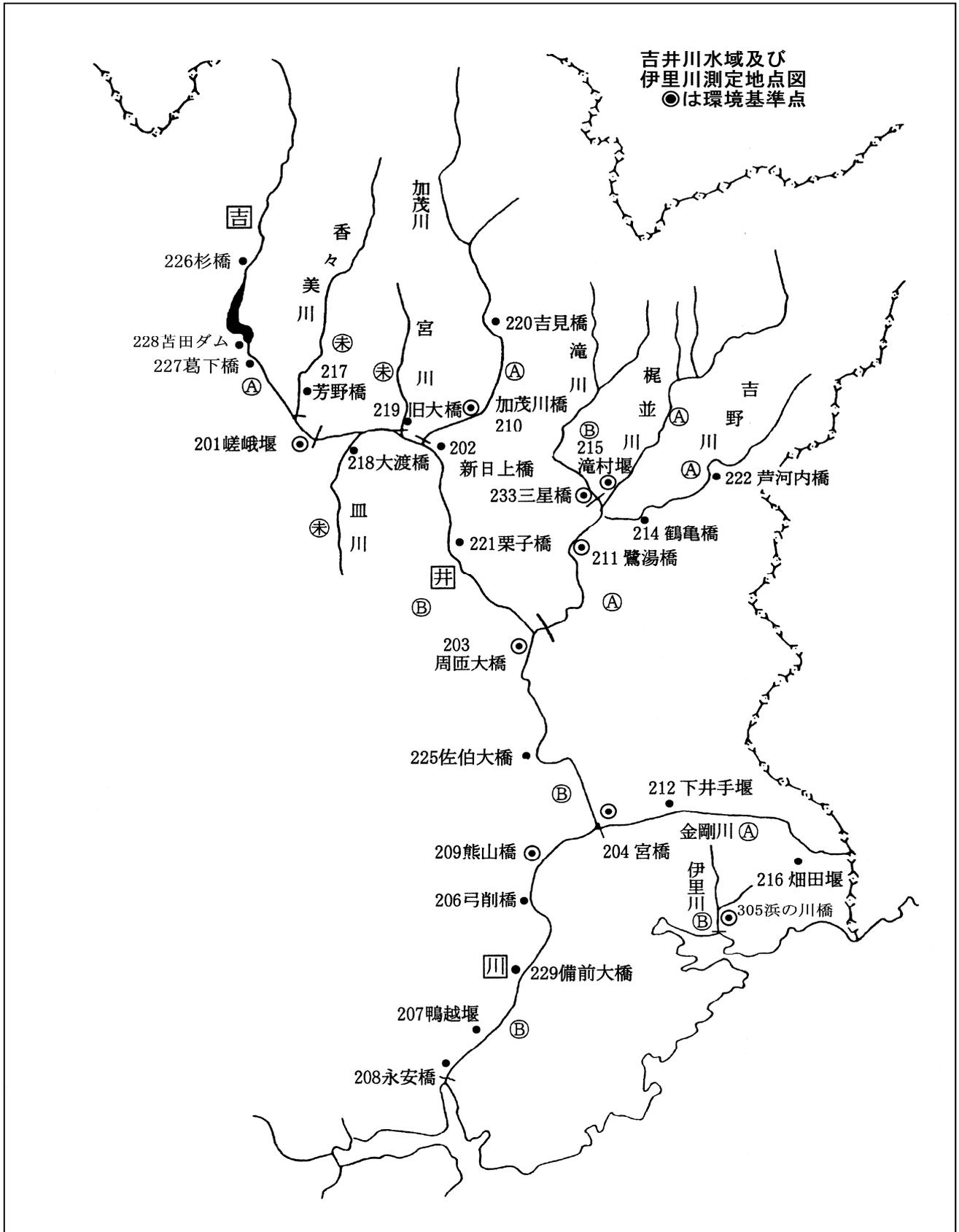
測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
要 監 視 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格K102の59.3に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格K102の68.2に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成16年通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	平成16年通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン	平成16年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格K102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	フェノール	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成15年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド	平成15年通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003
	4-tert-オクチルフェノール	平成25年3月27日付け環水大発第1303272号環境省・水大気環境局長通知(以下「平成25年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	アニリン	平成25年通知付表2に掲げる方法	0.002	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール	平成25年通知付表3に掲げる方法	0.0003	<0.0003
要 測 定 指 標 等	大腸菌数	平成23年3月24日付け環水大発第110324001号環境省水・大気環境局水環境課町通知別添2の4.第2に掲げる方法	1 (個 /100mL)	<1
	透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—
	全有機炭素(TOC)	平成24年3月30日付け環水大発第120330018号環境省水・大気環境局水環境課長通知別添3の2.表1に掲げる方法	0.3	<0.3

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。

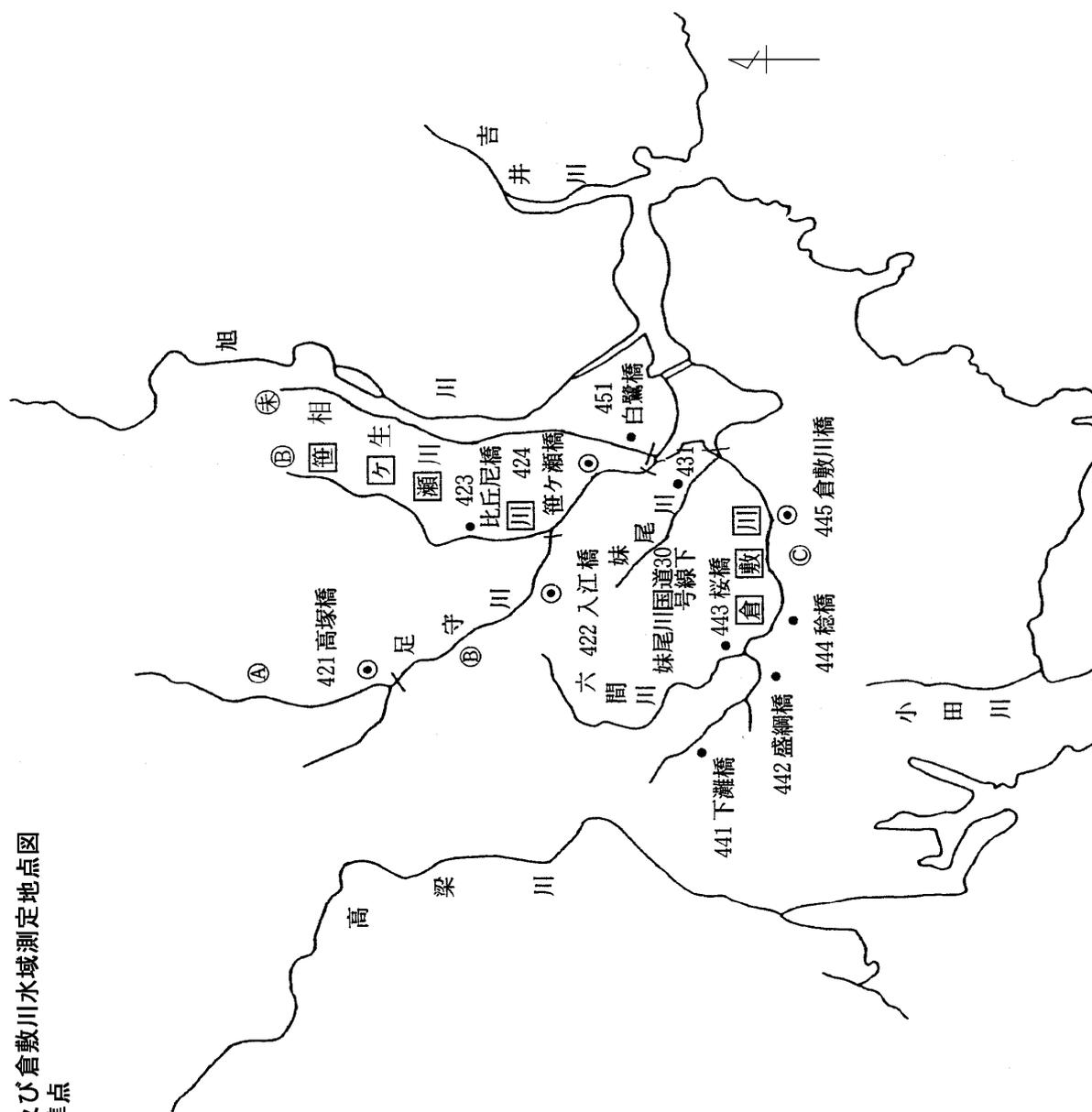


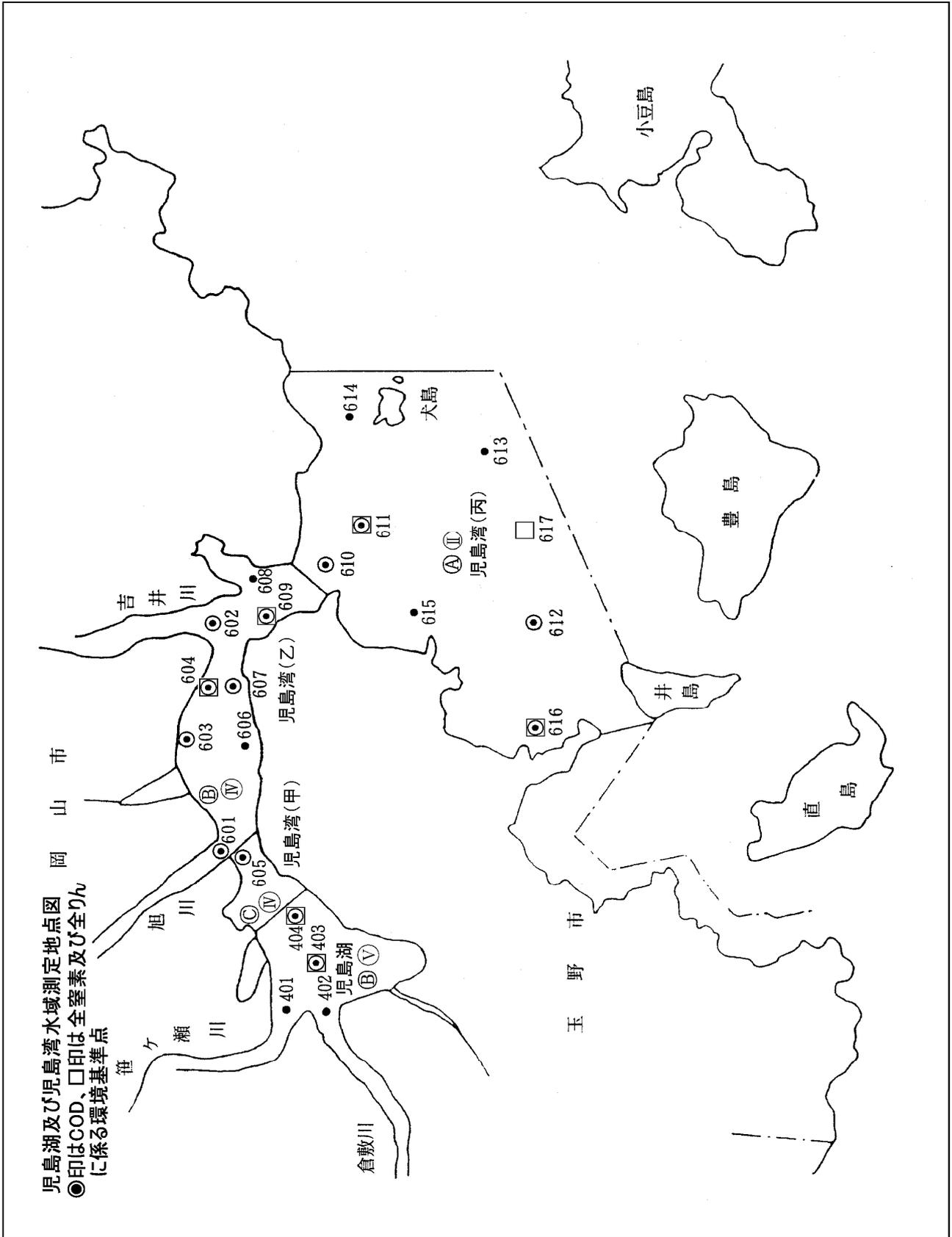


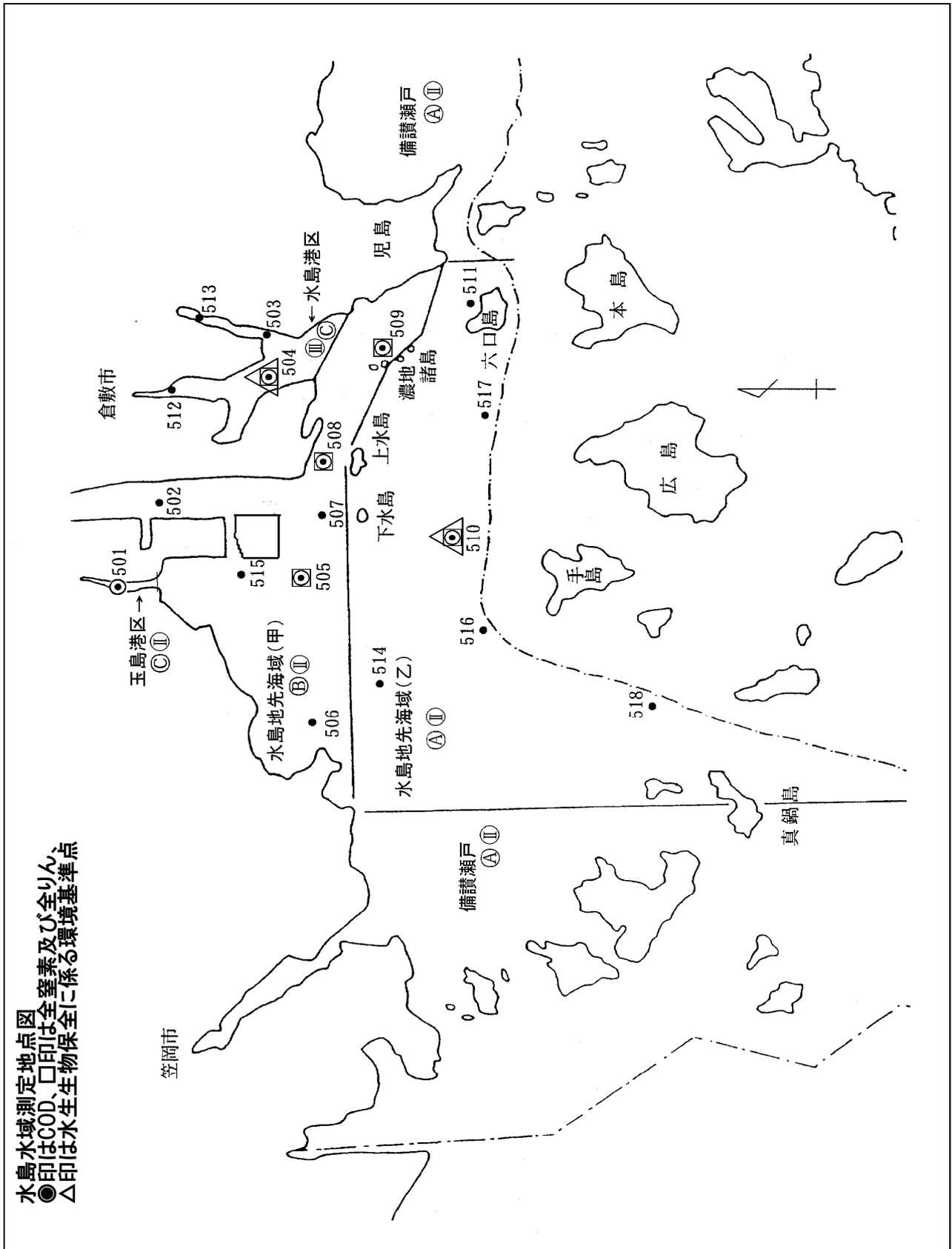


笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図

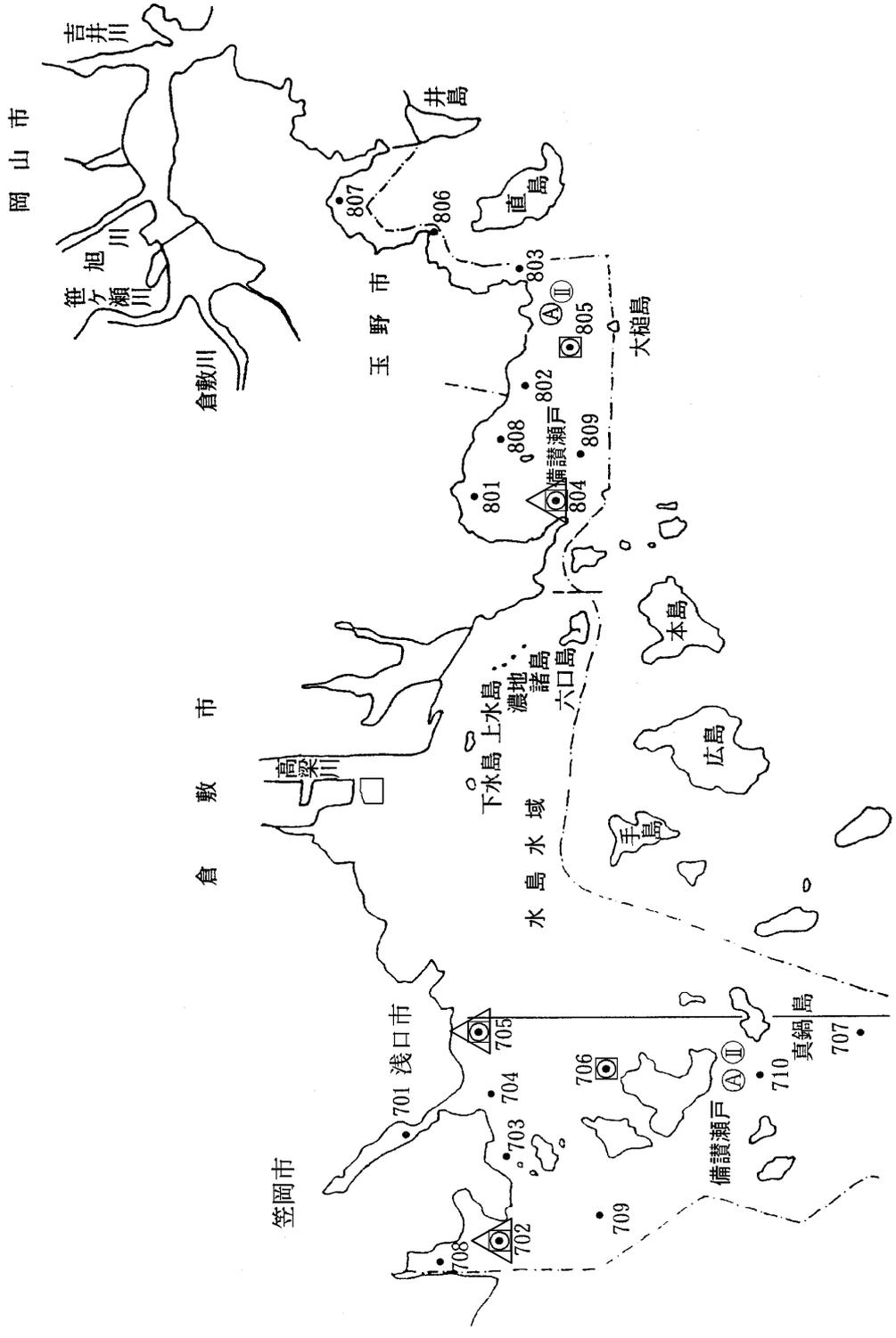
●印は環境基準点







備讃瀬戸測定地点図
●印はCOD、口印は全窒素及びび全りん
△印は水生生物保全に係る環境基準点



牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図

●印はCOD、□印は全窒素及び全りん、
△印は水生生物保全に係る環境基準点

